

札幌市安全・安心な食のまち推進条例等の一部を改正する条例案
令和3年(2021年)2月17日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市安全・安心な食のまち推進条例等の一部を改正する条例
(札幌市安全・安心な食のまち推進条例の一部改正)

第1条 札幌市安全・安心な食のまち推進条例(平成25年条例第15号)の一部を次のように改正する。

- (1) 目次中「第26条」を「第25条」に、「第27条」を「第26条」に、「第28条」を「第27条」に改める。
- (2) 第2条第6号を削る。
- (3) 第25条を削り、第26条を第25条とし、第4章中第27条を第26条とし、第5章中第28条を第27条とする。

(札幌市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 札幌市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例(令和2年条例第9号)の一部を次のように改正する。

- (1) 第2条中札幌市食品衛生法施行条例(平成12年条例第12号)第4条を改め、同条を同条例第3条とし、同条例第5条を同条例第4条とする改正規定を次のように改める。

第4条第1項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に改め、「者は」の次に「、その申請の際に」を加え、「別表5」を「別表2」に改め、「申請の際」を削り、同条第2項中「別表5」を「別表2」に改め、同条を第3条とし、第5条を第4条とする。

- (2) 第2条中札幌市食品衛生法施行条例別表2から別表4までを削る改正規定を次のように改める。

別表2を次のように改める。

別表2(第3条関係)

番号	営業の区分	手数料の額
1	飲食店営業	1件につき 17,500円
2	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	1件につき 17,500円
3	食肉販売業	1件につき 10,500円
4	魚介類販売業	1件につき 10,500円
5	魚介類競り売り営業	1件につき 29,000円
6	集乳業	1件につき 10,500円
7	乳処理業	1件につき 29,000円
8	特別牛乳搾取処理業	1件につき 29,000円
9	食肉処理業	1件につき 29,000円
10	食品の放射線照射業	1件につき 29,000円
11	菓子製造業	1件につき 15,500円
12	アイスクリーム類製造業	1件につき 15,500円
13	乳製品製造業	1件につき 29,000円
14	清涼飲料水製造業	1件につき 29,000円
15	食肉製品製造業	1件につき 29,000円
16	水産製品製造業	1件につき 17,500円
17	冰雪製造業	1件につき 29,000円
18	液卵製造業	1件につき 29,000円
19	食用油脂製造業	1件につき 29,000円
20	みそ又はしょうゆ製造業	1件につき 17,500円
21	酒類製造業	1件につき 17,500円
22	豆腐製造業	1件につき 15,500円
23	納豆製造業	1件につき 15,500円
24	麺類製造業	1件につき 15,500円
25	そうざい製造業	1件につき 29,000円
26	複合型そうざい製造業	1件につき 37,400円

27	冷凍食品製造業	1件につき 29,000円
28	複合型冷凍食品製造業	1件につき 37,400円
29	漬物製造業	1件につき 15,500円
30	密封包装食品製造業	1件につき 29,000円
31	食品の小分け業	1件につき 15,500円
32	添加物製造業	1件につき 29,000円

(3) 第2条中札幌市食品衛生法施行条例別表5を改め、同表を同条例別表2とする改正規定を次のように改める。

別表3から別表5までを削る。

(4) 附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 この条例の施行の際、現に食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第2条の規定による改正前の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の許可を受けて、食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号。以下「改正政令」という。）第1条の規定による改正前の食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条各号の営業（改正政令第1条の規定による改正後の食品衛生法施行令第35条各号の営業のいずれかに該当する営業に限る。）を行っている者が、この条例の施行後初めて当該営業に対応する同条各号の営業の許可を受けようとする場合における手数料の額については、第2条の規定による改正後の札幌市食品衛生法施行条例第3条第1項及び別表2の規定にかかわらず、同条第2項の規定の例により算定した額とする。

（札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第3条 札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和58年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表2テクノパーク地区地区整備計画区域の項研究・開発業務地区の目ア欄第20号中「食品衛生法施行令」の前に「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）第1条の規定による改正前の」を加える。

(札幌市証明等手数料条例の一部改正)

第4条 札幌市証明等手数料条例(昭和21年条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表18の項及び19の項を次のように改める。

18	削除			
19	削除			

附 則

この条例は、令和3年6月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(理 由)

食品衛生法及び食品表示法の一部改正により、食品等の自主回収に係る届出制度がこれらの法に規定されたことに伴い、同様の内容を定める条例の規定を廃止するとともに、食品衛生法施行令の一部改正により営業の許可を要する業種が大幅に見直されたことに伴い、手数料の規定を改正する等のため、本案を提出する。